

横須賀市電力の調達に係る環境配慮方針

本市では、環境負荷の低減や経費節減を目的として、既にグリーン購入基本方針を定めているが、さらなる取り組みとして、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下、「法」という。）に基づき、「横須賀市電力の調達に係る環境配慮方針」を定め、電力の調達時においても、環境と経済が両立する社会づくりを目指すこととする。

1 目的

本方針は、横須賀市（以下、「本市」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

2 環境に配慮した電力調達契約

本方針における「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下、「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

3 対象組織等

本方針は、本市の全ての組織（施設）が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

4 環境評価項目

本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

（1）基本項目

- ①二酸化炭素排出係数
- ②未利用エネルギー活用状況
- ③再生可能エネルギー導入状況

（2）加点項目

- ①需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

5 評価基準

本方針における評価基準は、次のとおりとする。

- （1）電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- （2）上記4で定める環境評価項目について、表1「環境評価項目に関する評価基準表」により算定した得点の合計が70点以上であること。

6 環境評価項目報告書の提出

本市が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する電気事業者は、評価基準の情報の開示方法及び算定した評価点を環境評価項目報告書に記載し、入札参加申請書提出期間内に財務部契約課長へ提出するものとする。

7 実施結果の公表

毎年度の電力調達契約の実施結果を公表する。

8 方針の見直し

本方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達契約の推進に資するよう、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

9 事務処理

本方針に係る事務処理は、環境政策部環境企画課において行う。

10 その他

本方針により定めるもののほか、電力調達にかかる環境評価等について必要な事項は環境政策部環境企画課長が別に定める。

11 施行時期

本方針は、令和3年6月1日から施行する。

表1 環境評価項目に関する評価基準表

項目		区分	配点
基本項目	1 kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) ※1	0.375 未満	70
		0.375 以上 0.400 未満	65
		0.400 以上 0.425 未満	60
		0.425 以上 0.450 未満	55
		0.450 以上 0.475 未満	50
		0.475 以上 0.500 未満	45
		0.500 以上 0.525 未満	40
		0.525 以上 0.550 未満	35
		0.550 以上 0.575 未満	30
		0.575 以上 0.600 未満	25
		0.600 以上 0.690 未満	20
		0.690 以上	0
	未利用エネルギーの活用状況 ※2	活用している	10
		活用していない	0
	再生可能エネルギーの導入状況 ※3	7.50% 以上	20
5.00% 以上 7.50% 未満		15	
2.50% 以上 5.00% 未満		10	
0%超 2.50% 未満		5	
導入していない		0	
加点項目	需要家に対する情報提供の実施状況 ※4	実施している	5

基本項目の評価対象年度について実際の入札に当たっては、把握できる最新年度実績を用いるものとする。

※1 1 kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数とは、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された最新の電気事業者全体の調整後排出係数）とする。該当する係数がない場合、代替値（国が公表する最新の年度の電気事業者ごとの基礎排出係数及びそれ以外の者から供給された電気について実測等に基づく適切な排出係数を用いて算定が困難な場合に代替する係数）を用いることとする。

※2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下、「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

※3 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量 (kWh) を把握できる最新の年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値。

- ①把握できる最新の年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))
- ②把握できる最新の年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))
(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)
- ③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) (ただし、環境評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、環境評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、環境評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

(算定方式)

$$\begin{array}{l} \text{把握できる最新年度の再生可能} \\ \text{エネルギーの導入状況 (\%)} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{把握できる最新年度の再生可能エネルギー電気の} \\ \text{利用量 (送電端) (①+②+③+④+⑤) (kWh)} \end{array}}{\text{把握できる最新年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

再生可能エネルギーとは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

※4 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組とは、電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)、需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) 等とする。

横須賀市環境評価項目報告書

横須賀市電力の調達に係る環境配慮方針に基づき報告します。

商号又は名称	
代表者職・氏名	
所在地	
担当部署	
担当者名	
電話番号	

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

ホームページ ・ パンフレット ・ チラシ ・ その他 ()	
ホームページURL	

環境評価項目		数値等	点数	備考
基本項目	○年度の1kwh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数	kg-CO2/kWh		
	○年度の未利用エネルギーの活用状況			算出根拠となる書類
	○年度の再生可能エネルギーの導入状況	%		算出根拠となる書類
加点項目	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組			取組状況の資料
基本項目＋加点項目＝合計				

上記報告内容に相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

(代表者氏名)